

# デジタル放送サービス契約約款

## 第1章 総則

(約款の適用)

第1条 宮崎ケーブルテレビ株式会社(以下「会社」という)は、有線テレビジョン放送法の規定に従い、この放送サービス契約約款(以下「約款」という)を定め、これに基づき放送サービスを提供します。

(用語の定義)

第2条 この約款における用語の意味は、「別表(1)用語の定義」に示します。

## 第2章 加入契約

(加入者の単位)

第3条 加入契約は、引込線1回線(戸建住宅の場合はタップオフの1端子、集合住宅の場合は集合住宅内の一世帯)ごとに締結するものとします。複数世帯又は複数企業が加入する場合は、原則として世帯ごと又は各企業ごとに加入契約を締結するものとします。

(加入申込の方法)

第4条 加入申込をするときは、この約款をご承認の上、次の書類を会社又は代理店代行店に提出していただきます。

(1)加入申込者の氏名、住所、放送サービスを受ける受信機の台数、利用を希望する放送サービスの種類等、会社所定の事項を記入した加入申込書、その他会社が必要とする書類。

(加入申込の承諾)

第5条 会社は、前条の定めにかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は加入申込を承諾しないことがあります。

- (1)加入申込について、引込設備又は宅内設備の設置又は保守することが技術上著しく困難な場合。
  - (2)加入申込について、引込設備の設置又は保守することに著しく高額な費用を要する場合。
  - (3)加入申込者が放送サービスの料金又は工事費の支払いを怠る恐れがある場合。
  - (4)その他放送サービスに関する会社の業務の遂行上著しい支障がある場合。
  - (5)借家、賃貸物件での加入・工事に際して、住宅のオーナーおよび管理不動産会社の許可のない場合。
  - (6)加入申込者の都合により申込の日より6か月を経過しても会社のサービス提供を開始することが困難な場合。但し、加入申込者の都合を会社が止むを得ない事情と認め、双方がこれを確認した場合はこの限りではありません。
- 2 加入契約は、会社が加入申込を審査し、承諾したときに成立するものとします。

(加入申込書記載事項の変更)

第6条 加入者は、その氏名、名称、住所、金融機関口座等加入申込書に記載された事項に変更が生じた場合、速やかに会社に届け出るものとします。

(最低利用期間)

第7条 デジタル放送サービスには新規加入時にキャンペーン特典(工事費の割引、初期費用の特典等)を受けた場合に限り、1年以内で当社が別に定める最低利用期間があります。

- (1)契約者は、前項の最低利用期間内に契約の解除があった場合は、当社が定める期日までに料金表の定めにより解約手数料を支払っていただきます。
  - ・課金開始初月～6か月以内の解約 4,000円(税別)
  - ・課金開始7か月～1年以内の解約 2,000円(税別)

(B-CASカードの取扱いについて)

第8条 第B-CASカードに関する取扱いについては、B-CASの「B-CASカード使用許諾契約約款」に定めるところによります。

## 第3章 放送サービスの内容

(放送サービスの種類)

第9条 会社は、定められた業務区域内で次の放送サービスを提供します。

- (1)デジタル放送サービス基本利用料金の範囲内で行う放送サービス。(以下「デジタルベーシックチャンネル」といいます)
- (2)デジタル放送サービス基本利用料金以外のそれぞれ別表に定められた有料による放送サービス。但し、WOWOWの有料放送は含みません。(以下「デジタルベイチャンネル」といいます)
- (3)基本利用料金以外の有料によるWOWOWの放送を再送信するサービス。

(デジタルベイチャンネルの利用)

第10条 加入者は、デジタルベーシックチャンネルを利用せずに、デジタルベイチャンネルのみを利用することはできません。

- 2 デジタルベイチャンネルは、毎月1日から末日までの1か月を単位として利用することが出来るものとし、月末までに特に申し出の無い場合には自動継続するものとします。

(放送番組、放送内容の変更)

第11条 会社は、番組の追加・削除・変更を実施する場合があります。

- 2 会社は、次の各号のいずれかに該当する場合、放送内容を予告無しに変更することがあります。
  - (1)天災事変その他の非常事態が発生した場合、又は発生する恐れがある場合。
  - (2)その他の事情により緊急に変更せざるを得ない場合。

## 第4章 放送サービスの休止等

(放送サービス利用の休止)

第12条 加入者は、長期不在等やむをえない事由が発生した場合、会社に届け出て放送サービスの利用を一定期間休止することが出来ます(以下「休止期間」といいます)。但し、休止期間は、1回につき3か月間を限度とし、休止する日又は再開する日が月の中途の日に当たる場合、当該休止する日又は再開する日の属する月は、休止期間の計算には含まれないものとします。また、再開後1年間は再度の休止はできないものとします。

- 2 休止した日から再開した日までの間に休止期間に該当しない期間があるとしても、デジタル放送サービス基本利用料金及びデジタルベイチャンネル利用料金は、日割りによる精算はいたしません。
- 3 連続3か月を超える場合と、休止再開後1年以内の再休止は、一旦解約扱いとなり、機器の取り外し及び引込線の撤去等の工事が必要です。なお、取り外し後の再開で工事が必要となる場合は所定の工事費を申し受けます。休止期間を過ぎますと、その後は自動的に再開扱いとなり利用料金が発生します。
- 4 以上(放送サービス利用の休止)の内容に該当しない場合がありますので、ここに特記いたします。  
録画機能付きセットトップボックスをご利用中の場合、加入者からの休止の申し出(利用料金滞納等によるサービスの停止含む)による休止の期間(休止期間)は「無料」ではありません。この間は加入契約の利用料金ではなく録画機能付きセットトップボックス1台につき月額1,260円(税込)を利用料金として請求します。

(放送サービスの中断)

第13条 会社は、次の場合には放送サービスの提供を中断することがあります。

- (1)有線テレビジョン放送施設及び引込設備の保守上又は工事業やむをえない場合。
  - (2)悪天候、天災事変等の非常事態又は緊急事態等やむをえない事由が発生した場合。
- 2 会社は、放送サービスの提供を中断するときには、あらかじめそのことを加入者に通知します。但し、緊急やむをえない場合にはこの限りではありません。

(放送サービスの停止)

第14条 会社は、加入者が次の号に該当する場合、放送サービスを停止することがあります。但し、停止期間は、料金その他の債務をお支払いいただくまでとします。

- (1)加入契約料、利用料金、工事費、その他この約款の規定によりお支払いいただくことになった債務が3か月間以上支払期日を経過してもなお、お支払いいただけない場合。
- (2)第29条(放送サービスの上映及び頒布の禁止)の規定に違反した場合。





## 別表

### (1)用語の定義

	用語	用語の意味
1	有線テレビジョン放送施設	会社が有線テレビジョン放送を行なう為の機械、器具、電線その他の電氣的設備
2	引込設備	加入者が放送サービスを受信する為、有線テレビジョン放送施設に接続された引込点(タップオフ)から加入者宅の保安器までに設置された引込線及び機器
3	宅内設備	加入者が放送サービスを受信する為、加入者宅の
4	C-CASカード	
5	B-CAS	
6	B-CASカード	

#### \*ご注意

- ①消費税率は将来変動する場合がございます。
- ②デジタル放送サービス基本利用料金には、デジタルベイチャンネルの加入契約料金及び利用料金、WOWOWの有料放送サービス利用料金、NHKの地上及び衛星契約受信料は含まれておりません。
- ③加入契約料、利用料金、工事費、設置作業費は、加入促進の為に割り引きすることがあります。
- ④集合住宅、電波障害対策住宅等は導入条件(加入権付・工事費)により別表に定める料金とは異なる場合があります。
- ⑤デジタルセットトップボックスのリモートコントローラーの電池の取り替えは加入者負担とします。